

令和元年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第52号から議案第55号までの4件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第52号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、法の改正により選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することもできるようになったため、本市においても同様に条例を改正するものです、との説明を受けました。

委員会では、電磁的記録による提出とは具体的にどういうものなのか、との質疑があり、執行部からは、CD-ROM、USBメモリ、電子メール等で提出することである、との答弁がありました。また、一委員から提出するすべての様式が電磁的記録で提出可能になったのか、との質疑があり、執行部からは、選挙公報のみの改正であり他の様式は従前どおりである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号から議案第55号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本3件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、

条例を改正するものであり、関連する内容であることから、執行部から一括して説明を受けました。

まず、『議案第53号 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、筑紫地区の状況は、との質疑があり、執行部からは、本市と同様の引き上げを行う予定であると聞いている、との答弁がありました。

討論では、一委員から最近の消費税増税、社会経済情勢をみて、生活が苦しいといわれる方が増えており、住民の理解が得られるのか疑問であるため、反対するとの討論がありました。

また、一委員から人事院勧告は、社会一般の情勢に適応し、適正な給与を確保する機能を有するものであり、自治体単独で社会情勢、経済状況を比較するのは困難なため、人事院勧告に基づき、条例を改正することに賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第54号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第55号 筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、職員の給料表、勤勉手当の支給割合及び住居手当の額を改めるなど、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和元年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第57号から議案第59号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第57号 令和元年度筑紫野市一般会計補正予算（第2号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、ふるさと応援寄附金納付促進事業、介護給付等事業、生活保護事業、災害復旧事業などの補正増であり、歳入歳出それぞれ6億5340万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324億7614万1千円とするものです。

委員会では、生活保護費が1億8700万円ほど増加しているが、主な要因は、との質疑があり、執行部からは前年度分の精算に伴う補助金の返還があることと、医療扶助費の増加によるものである、との答弁がありました。

また一委員から、ふるさと応援寄附金が前年度から1.6倍増加しているということだが、その要因は、との質疑があり、執行部からは、今年度も謝礼品を増やし、選択の幅を拡げていること、昨年7月から楽天が運営するふるさと納税サイトでも受付を開始していることが主な増加要因ではないかと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第58号 令和元年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、一般被保険者高額療養費5000万円の増額などをするものであり、歳入歳出それぞれ6143万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億2520万円とするものです。また、あわせて債務負担行為の補正として2件を計上するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第59号 令和元年度筑紫野市 住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、平成30年度決算において繰越金が確定したことにより、公債償還積立金を増額するものであり、歳入歳出それぞれ1377万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1807万7千円とするものです。

委員会では、積立金の合計額はどのくらいなのか、との質疑があり、執行部からは、平成30年度末現在で1億9130万5960円となっている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和元年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第61号 令和元年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、平成30年度療養給付費負担額が確定したため、療養給付費負担金を2084万7千円増額するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7997万5千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和元年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第65号及び議案第66号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第65号 令和元年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、令和元年人事院勧告に基づく、給与等の改定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ1577万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324億9191万2千円とするものである、との説明を執行部から受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第66号 令和元年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、令和元年人事院勧告に基づく、給与改定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ33万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億2553万1千円とするものである、との説明を執行部から受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。